二　実習

科目	時間
（略）	（略）
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	四十五時間
体内受精卵の処理及び保存	五十時間
（略）	（略）

4～6　（略）

（修業試験）

第二十四条　（略）

2　受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十五時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3　受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十三時間及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

4　受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

（受講及び修業試験の免除等）

第二十四条の二　（略）

2～7　（略）

8　受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「特定免除科目」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一　六十八時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二　（略）

9　受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による

二　実習

科目	時間
（略）	（略）
人工授精	四十五時間
体内受精卵の処理	五十時間
（略）	（略）

4～6　（略）

（修業試験）

第二十四条　（略）

2　受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十三時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3　受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十二時間及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

4　受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十七時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

（受講及び修業試験の免除等）

第二十四条の二　（略）

2～7　（略）

8　受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「特定免除科目」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一　六十六時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二　（略）

9　受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による